

京都市昼間里親規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第219号

京都市昼間里親規則の一部を改正する規則

京都市昼間里親規則の一部を次のように改正する。

第2条中「昼間里親とは、」の右に「おおむね10人の年齢の異なる」を、「昼間家庭」の右に「その他市長が適当と認める施設」を加え、「家庭的ふんい気を与えて」を削る。

第11条を第12条とする。

第10条第1項中「第7条」を「第8条」に、「納めなければ」を「納入しなければ」に改め、同条第3項中「もれ」を「漏れ」に改め、「または」を削り、「、その他」を「その他」に改め、同条を第11条とする。

第9条第1項中「第7条」を「第8条」に、「支弁する」を「支払う」に改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とし、第3条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

(昼間里親の区分)

第3条 昼間里親は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要保育児童を保育するものとする。

- (1) 次号に掲げる区域以外の区域において保育する昼間里親 3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある要保育児童
- (2) へき地教育振興法第5条の2第1項に規定するへき地学校の通学区域又はこれに準じる区域として市長が定める区域において保育する昼間里親 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある要保育児童

別表中「第10条関係」を「第11条関係」に改め、同表備考以外の部分中

「

金 額 (月 額)			
基 準 額		同一世帯に昼間里親に 保育される児童が2人 以上ある場合における 2人目の児童について の加算額	
ア	イ	ア	イ
円 0	円 0	円 0	円 0
1,100	1,100	500	500
3,300	3,300	1,600	1,600
6,800	7,600	3,400	3,400
7,200	8,000	3,600	3,600
11,100	12,400	5,500	5,800
15,700	17,500	7,800	8,100
19,200	21,400	9,600	10,100
22,000	24,500	11,000	11,500
27,500	30,700	13,700	14,200
30,200	33,700	15,100	15,600

を

」

金額 (月 額)							
3 歳 未 満				3 歳 以 上			
基 準 額		同一世帯に昼間里親に 保育される児童が2人 以上ある場合における 2人目の児童について の加算額		基 準 額		同一世帯に昼間里親に 保育される児童が2人 以上ある場合における 2人目の児童について の加算額	
ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ
円	円	円	円	円	円	円	円
0	0	0	0	0	0	0	0
1,100	1,100	500	500	800	800	400	400
3,300	3,300	1,600	1,600	2,600	2,600	1,400	1,400
6,800	7,600	3,400	3,400	6,200	6,900	3,200	3,200
7,200	8,000	3,600	3,600	6,700	7,400	3,400	3,400
11,100	12,400	5,500	5,800	8,900	9,900	5,000	5,300
15,700	17,500	7,800	8,100	11,100	12,400	6,700	7,000
19,200	21,400	9,600	10,100	12,600	14,000	7,900	8,400
22,000	24,500	11,000	11,500	14,000	15,600	9,000	9,500
27,500	30,700	13,700	14,200	15,600	17,400	10,700	11,200
30,200	33,700	15,100	15,600	16,800	18,700	11,700	12,200

に

改める。

第1号様式中「第3条関係」を「第4条関係」に改め、同様式注以外の部分中「第3条」を「第4条」に改める。

第2号様式中「第4条関係」を「第5条関係」に、「第4条の」を「第5条の」に改める。

第3号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に改め、同様式注以外の部分中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第4号様式及び第5号様式中「第7条関係」を「第8条関係」に、「第7条の」を「第8条の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の京都市昼間里親規則（以下「改正前の規則」という。）第4条第2項の規定による登録を受けた者は、この規則による改正後の京都市昼間里親規則（以下「改正後の規則」という。）第5条第2項の規定による登録を受けた者とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に改正前の規則第6条第1項の規定により行われた申請は、改正後の規則第7条第1項の規定により行われた申請とみなす。
- 4 この規則の施行の日前に改正前の規則第7条第1項の規定による決定を受けた児童の保護者は、改正後の規則第8条第1項の規定による決定を受けた児童の保護者とみなす。
- 5 この規則の施行の日前に改正前の規則第7条第2項の規定により委託を受けた昼間里親は、改正後の規則第8条第2項の規定により委託の決定を受けた昼間里親とみなす。

(保健福祉局子育て支援部保育課)